

当金庫をご利用のお客様へ

平成 19 年 1 月 4 日 (木) より

ATMでは10万円を超える現金振込はできなくなりました。

キャッシュカードによる振込は従来通りご利用いただけます。(注1)

いつも当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、資金洗浄及びテロ資金供与防止に向けた国際的要請により、本人確認法(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正利用の防止に関する法律)施行令等が一部改正されるのに伴い、平成19年1月4日(木)より、10万円を超える現金振込については、『本人確認』が必要となりました。

このため、ATMによる10万円を超える現金振込(当店あても含みます。)の取扱いを停止させていただくこととなりました。

ATMで10万円を超えるお振込みをされる場合には、キャッシュカードによるお振込みをご利用ください。

また、窓口で10万円を超える現金振込をされる場合は「本人確認書類」(注2)により本人確認をさせていただきます。

お客様には、何かとご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 19 年 1 月 4 日 (木) より ATMによるお振込みをされる場合

現金振込の場合	10万円以下	○	従来通りご利用いただけます。
	10万円超	×	ご利用いただけません。 「本人確認書類」(注2)をご用意のうえ、窓口までお申し付けください。
キャッシュカードによる振込の場合	当金庫のカード	○	従来通り当金庫所定の範囲内でご利用いただけます。(注1)
	他行カード	○	従来通りご利用いただけます。(注1) お取引の金融機関により振込限度額が設けられておりますので、詳しくは直接お取引の金融機関へご照会ください。

(注1) ただし、「本人確認法」に基づく本人確認が済んでいない口座のキャッシュカードを使って、10万円を超える振込はご利用いただけません。詳しくはカード発行金融機関へお問い合わせください。

平成 19 年 1 月 4 日 (木) より 窓口で10万円を超える現金振込をされる場合

振込依頼書に必要事項をご記入のうえ、「本人確認書類(注2)」をご提示ください。
なお、お取り扱い時間により翌日扱いとなる場合がありますので予めご了承ください。

(注2) 「本人確認書類」:(個人のお客様) 運転免許証、パスポート、国民年金手帳、母子健康手帳、各種健康保険証、身体障害者手帳、外国人登録証明書 など

(法人のお客様) 登記事項証明書、印鑑登録証明書、官公庁から発行・発給された書類 など
くわしくは、窓口へお問い合わせください。